

ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業
(福島県介護ロボット普及促進事業)

介護ロボット募集実施要領

公募期間

2024年4月9日(火)～2024年5月8日(水) 17:00必着

2024年4月

ふくしま医療機器開発支援センター

問合せ先

ふくしま医療機器開発支援センター

指定管理団体：一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

事業企画推進部 担当：土田

〒963-8041

福島県郡山市富田町字満水田27番8

TEL：024-954-4014 MAIL：robot@fmdipa.or.jp

※ 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構は、福島県より「福島県介護ロボット普及促進事業」を受託しております。

1 目的

本事業は、福島県内で生産された介護ロボット等、介護福祉分野に関連する製品（以下、「福祉機器」という。）について、福島県内の介護サービス事業者及び介護福祉士養成校へ一定期間無償貸与をするとともに、施設等が導入する際の費用の一部を補助することにより、県内の福祉機器産業の発展に加え、福祉機器を活用できる人材の育成を図り、介護従事者の負担軽減や働きやすい職場環境の整備、介護福祉士養成校の教育における福祉機器の理解と活用に資することを目的としています。

2 申請要件

次の（１）から（３）のすべての要件を満たすもの

- （１） 日常生活支援における、①移乗介護②移動支援③排泄支援④見守り・コミュニケーション⑤入浴支援⑥介護業務支援の場面において使用される介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。
- （２） 福島県内の工場や研究所等において、開発・製造された福祉機器であること。
- （３） 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

3 内容

（１） 県内介護サービス事業者及び介護福祉士養成校への無償貸与

対象企業が導入支援を希望する福祉機器を、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下、「機構」という。）が採択企業から借り上げ、介護施設及び養成校等（以下、「施設等」という。）に無償貸与することで、介護現場で実践する機会を提供するとともに、現場のニーズや意見の収集を行います。無償貸与する施設は、機構において公募の後、有識者による審査会において選定されます。

各事業での貸し出し期間及び台数（目安）

	無償貸与実施施設	介護福祉士養成校	福島県男女共生センター
内容	1施設3カ月半の貸与 (1回のみ貸与)	県内介護福祉士養成校（5校） に1台ずつ貸与	常設展示・体験用に 1台貸与
期間	4ヶ月 (2024年9月上旬～12月下旬予定)	5ヶ月 (2024年7月～2025年3月の期間内)	9ヶ月 (2024年7月～2025年3月)
台数	5台程度	5台	1台

※ 今年度から無償貸与実施施設の期間が変更しています。

※ 無償貸与における貸与台数は、申し込みにより変動します。予めご了承ください。

(2) 県内介護サービス事業者への導入支援

選定される福祉機器を県内の介護サービス事業者が購入する場合に、その購入費用の一部を福祉施設に補助します。

補助率：4分の3

※ 無償貸与施設・導入施設等については、機構が県内の施設から公募の上選定します。

(3) その他

採択企業には、対象機器導入に際し、以下の作業を行っていただきます。

(ア) 機構及び導入施設に対する対象機器の説明

採択決定後、機構に対して対象機器の概要と取扱の説明をお願いします。また、貸与先となる施設等に対しても、機能や使用方法に対する詳しい説明をお願いします。

(イ) 採択企業の対応事項

対応事項	対象者	内容
講習会	無償貸与実施施設 介護福祉士養成校	・無償貸与開始時の安全使用講習 ・各養成校での初回納入時安全使用講習 (学校希望があれば複数回の実施)
展示会 出展	展示会参加者	・メディカルクリエーションふくしま2024(2024/9/27 ~28) 介護ロボットブースへの出展対応

※ 講習会に関しては、原則現地及びオンライン開催。

※ その他、上記事業以外にも必要に応じて対応いただく場合がございます。

4 応募手続きから採択までの流れ

(1) 公募期間

2024年4月9日(火)～2024年5月8日(水) 17:00必着

(2) 提出先(問い合わせ先)

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田27番8

ふくしま医療機器開発支援センター

事業企画推進部 担当：土田

(3) 提出書類

申請書 2部

申請者の企業等のパンフレット 4部

(4) 申請方法

上記(3)の提出書類を準備の上、郵送または持参ください。

ア 封筒に「介護ロボット」と朱書してください。

イ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

(5) 採択決定

公募後に行われる選定審査会にて機構は対象機器を選定し、その旨を通知します。

なお、対象機器の選定にあたっては、書類の充足性の他、以下の項目を踏まえ、総合的に判断いたします。

※ 採択された場合であっても、必要な条件を付与する場合があります。

- ・介護従事者の労働環境改善への貢献の程度
- ・対象機器の福祉施設への貢献の程度
- ・安全面における妥当性
- ・価格面における妥当性

なお、対象外と判断した場合は、採択不可の旨を通知します。

審査結果通知は、2024年5月下旬を予定しております。

5 補償

- (1) 対象機器の設計、製造、品質管理、取扱説明等の不備・不足により、施設の破損及び職員、利用者が負傷または死亡した場合は、採択企業が加入する「製造物責任保険」により補償をお願いします。
- (2) 無償貸与の場合、施設及び当機構職員の過失により、貸し出した対象機器が破損した場合は、当機構が加入する保険にて補償します。
- (3) 養成校無償貸与の場合、施設及び当機構職員の過失により、貸し出した対象機器が破損した場合は、当機構が加入する保険にて補償します。